八王子市事業系一般廃棄物の自己搬入に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年条例第18号。以下「条例」という。)及び八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則(平成5年規則第42号。以下「規則」という。)に基づき、八王子市内で発生した事業系一般廃棄物を排出者自らが八王子市または多摩ニュータウン環境組合が管理する一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)へ搬入する場合の必要事項を定めることにより、廃棄物の適正処理及び減量を図るものである。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下 「法」という。)及び条例の例による。
- 2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。
 - (1)事業系ごみ 事業系一般廃棄物のうち固形状のもの及び液状のもの (し尿及び生活排水を除く)
 - (2) 事業系持込みごみ 事業系ごみ排出者自らが施設へ搬入するごみ
 - (3)事業系収集ごみ 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者が排出事業者の委託により施設へ搬入するごみ及び八王子市少量排出事業系ごみ収集制度に関する要綱に基づき市が施設へ搬入するごみ
 - (4) 市外ごみ 八王子市外にて発生したごみ

(持込みを行えるもの)

- 第3条 事業系ごみを施設へ搬入できるものは、そのごみの排出者のみとする。ただし、 事業系収集ごみを除く。
- 2 事業系持込みごみの搬入を行うもの(以下「搬入者」という)は、事前に本要綱第5条により登録を行うこと。
- 3 搬入に使用できる車両は登録した車両のみとする。
- 4 第6条第2項及び第3項により搬入を行う場合、前2項に限らない。

(受入基準)

- 第4条 次のものを施設に搬入することはできない。ただし、市長(多摩ニュータウン環境組合が管理する施設においては多摩ニュータウン環境組合管理者。以下同じ。)が 特別に認めるものはこの限りではない。
 - (1) ごみ以外の物
 - (2) 産業廃棄物 (八王子市少量排出事業系ごみ収集制度に関する要綱に基づき市が施設へ搬入するごみを除く)
 - (3) 市外ごみ
 - (4) 搬入者が排出していない事業系ごみ
 - (5) 有害性の物

- (6) 危険性のある物
- (7) 引火性のある物
- (8) 著しく悪臭を発する物
- (9) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (10) 八王子市が発行する分別の手引きにおいて「市では処理できません」とされている物
- (11) 別表第1の形状、寸法を超える物
- (12) 一時的に大量に搬入される物など、焼却等の処理に支障を来すおそれのある物
- (13) 搬入に長時間を要するなど、処理施設での受入れに支障を来すおそれのある物
- (14) その他処理施設で受け入れることが適当でないと市長が認める物

(事業者登録)

- 第5条 搬入者は、事前に事業系一般廃棄物自己搬入登録申請書(第1号様式。以下「登録申請書」という。)にて届け出ること。また、登録する車両の車検証の写しを提出するか、市職員に提示すること。なお、従業員等の車両を登録する場合はその従業員等の身分を明らかにする書類等を提出するか、市職員に提示すること。
- 2 登録できる車両は各号を全て満たすものに限る。
 - (1) 車検証に記載されている所有者または使用者が申請者あるいは従業員等であるもの。
 - (2) 車検の有効期限内のもの
- 3 登録事項に変更が生じた場合は、速やかに登録申請書にて届け出ること。新たに車両を登録する場合はこれに加えてその車両の車検証の写しを提出するか、市職員に提示すること。なお、従業員等の車両を登録する場合はその従業員等の身分を明らかにする書類等を提出するか、市職員に提示すること。
- 4 市長は前各号の規定による申請があり、その内容に問題がないと認めたときは事業系 一般廃棄物自己搬入登録通知書を発行する。
- 5 規則第54条第2項第2号及び第3号に基づき、清掃指導員は申請の内容を確認する にあたり必要な場合は申請者の事業所等を連絡なしに訪問し、ごみの排出状況等を調 査することができる。また、必要に応じ指導を行うことができる。
- 6 登録の有効期限は搬入が行われた年度の末日から起算して3年とする。

(搬入)

- 第6条 搬入者は、搬入を行う場合は事業系一般廃棄物自己搬入登録証別紙を受付にて提示すること。レンタカーを使用する場合はこれに加えて会社名、所在地、搬入を行うものの所属を明らかにする書類等を提示すること。
- 2 前条第4項の申請の内容の確認が完了していない場合、市長は登録申請書が提出されていることを確認した後、登録申請書に記載されている車両での搬入を許可することができる。
- 3 市長は、事業系一般廃棄物臨時自己搬入申請書(第2号様式)にて届け出を受けた場合、第5条第1項に基づく登録がされていないものまたは登録がされていない車両での搬入を許可することができる。この場合、搬入を行うものは会社名、事業所の所在

- 地、自らの所属を明らかにする書類等を提示すること。
- 4 搬入者は、ごみの排出場所と登録の所在地が異なる場合、契約書等排出場所と排出の 経緯がわかる書類を合わせて持参すること。
- 5 搬入者は、施設内では市職員または受入作業員の指示に従うこと。
- 6 荷おろしは搬入者が行うこと。ただし、市職員または受入作業員が荷おろしを補助することがある。

(搬入物検査等)

- 第7条 清掃指導員は、搬入者に対し、当該廃棄物が受入基準に適合していることを確認 し、必要に応じて指導すること(以下「搬入物検査」という。)ができる。
- 2 市長は、繰り返し受入基準に反するものを搬入し、または搬入しようとしたものに対し書面で指導することができる。

(現地調査等)

第8条 清掃指導員は必要に応じ、排出場所及び排出状況の確認のために現地調査を行うことができる。また、その間受入を保留することができる。

(分別指導)

- 第9条 廃棄物減量啓発・分別指導員は各号に該当するものを持ち込んだものに対して分別指導を行うことができる。
 - (1) 資源物
 - (2) その他、分別指導することが適当だと市長が認めるもの

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第4条関係)

搬入処理可能な廃棄物の形状・寸法

柱•棒状	長さ 1m
	角•径 20cm
板状	長さ 180cm
	幅 90cm
	厚み 10mm
箱状	高さ 180cm
	幅 90cm
	奥行き 60cm
	枠組みの角・径 5cm

附則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。